

# 第7次信濃町行政改革大綱

平成 27 年度      ~      平成 31 年度  
(2015 年度)                      (2019 年度)



信 濃 町

平成 27 年 3 月

## 《 目 次 》

I	策定の趣旨	1
II	行政改革の基本方針	1
III	計画期間と位置づけ	2
IV	推進体制及び進捗管理	2
V	行政改革の推進項目	3
1	町民との協働によるまちづくり	3
1-1	町民との情報の共有	
1-2	情報通信技術の利用による行政サービスの向上	
1-3	町民の行政への参画と協働の推進	
2	事務事業の見直し	4
3	町有施設の適正な管理運営	4
3-1	施設の計画的な管理	
3-2	保育園のあり方検討	
3-3	民間委託の推進	
4	定員管理と人事評価	5
4-1	定員管理計画の見直し	
4-2	人事評価制度の導入	
5	財政健全化の推進	5
5-1	歳入の確保	
5-2	歳出の削減	
6	公営企業の経営改善	7
6-1	水道事業	
6-2	病院事業	
6-3	下水道事業	
7	第三セクター等の経営改善	9
8	公共交通の維持・活性化	9
8-1	バス交通の維持	
8-2	北しなの線の維持・利用促進	
9	広域行政の推進	9
IV	行政改革の推進のために	10
1	進捗管理と評価・検証	
2	行政改革の内容の公表	
VII	町議会の取り組み	11
	<b>行政改革大綱に基づく年度別実施計画</b>	12

## I 策定の趣旨

人口減少や少子高齢化の進行、様々な社会・経済情勢の変化の中で、町民の多様化するニーズに対応した行政サービスを行うため、町では、継続的に行政改革に取り組んできており、平成 22 年度からは「第 6 次信濃町行政改革大綱」に基づき、効率的な行政運営に取り組んできました。

また、平成 17 年 11 月に「行財政改革プラン」(平成 18～平成 32 年度)を策定し、15 年間の中長期的な行財政運営について、財政の健全化を図ることを中心とした計画を明確にしました。

これまで、選択と集中による効率的かつ効果的な事業の執行や民間委託の推進、人件費の削減など、不断の改革に取り組んできましたが、今後も厳しい財政状況が続く中で安定した行財政運営をしていくためには、引き続き改革を推進していく必要があります。

今回、「第 6 次信濃町行政改革大綱」の計画期間が平成 26 年度末をもって終了するため、平成 27 年度の新たな行政改革の基本的な考え方を示した「第 7 次信濃町行政改革大綱」を定めます。

## II 行政改革の基本方針

### 1 町民との信頼関係のもとでの協働による行政運営

積極的に情報開示を行い、情報を共有することによって、町民との信頼関係を保ちながら、協働によるまちづくりを推進します。

### 2 簡素で効率的な財政運営

常に町民の視点に立って業務を点検・評価し、継続的に見直していくことによって、効率的な財政経営に努めます。

### 3 職員一人ひとりの意識改革

職員一人ひとりがさらに能力や意識を高め、能率的に仕事を進めるとともに、「より効率的に、より低いコストで、より質の高いサービスを」といった民間の経営感覚を身につけるよう、意識改革を図ります。

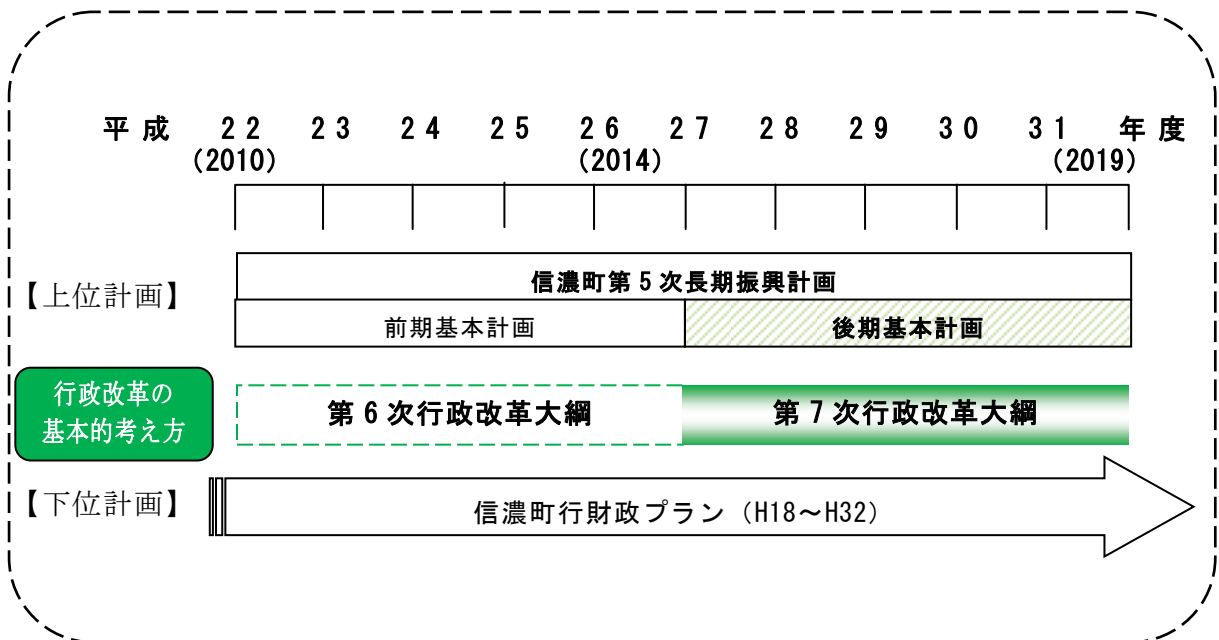
### Ⅲ 計画期間と位置づけ

計画の期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

また、年度別の目標を設定して進捗管理するものについて、年度別実施計画に掲げます。

町の総合的な計画である「信濃町第 5 次長期振興計画 後期基本計画」(平成 27 年度～平成 31 年度)を上位計画とし、整合性をもたせます。

また、下位計画の「信濃町行財政改革プラン」(平成 18 年度～平成 32 年度)については、長い計画期間内での状況の変化等により一部実施できない取り組みもありますが、全体の行財政改革の方向性としては大きく変わらないとの解釈で、今回見直しは行わないこととします。



### Ⅳ 推進体制及び進捗管理

行政改革の推進については、町長を本部長とする行財政改革推進本部が中心となり、全職員が同一認識のもとで取り組みを推進します。

また、町長の諮問機関として、町民・学識経験者等からなる行政改革推進委員会を設置し、毎年度の行政改革の取組状況の評価・検証を行います。町は、評価・検証結果に基づいて必要に応じ見直しを行っていきます。

## V 行政改革の推進項目

### 1 町民との協働によるまちづくり

#### 1-1 町民との情報の共有

町政の透明性を高め、町民の理解と参加を求めるために、情報セキュリティの確保に配慮した上で、積極的に情報の公開と町民への説明を行い、行政情報の共有化を図ります。

町の広報誌やホームページ、SNS\*等を通じて、行政情報の周知は、もちろんのこと、地域の出来事や住民活動を紹介することで、より行政や地域に関心をもっていただき、町民との協働意識を醸成します。

また、町民の皆様のご意見を町政に反映できるよう、町政懇談会の場などで幅広くご意見を取り入れる工夫をしていきます。

#### 1-2 情報通信技術の利用による行政サービスの向上

インターネットを利用した各種手続きを可能にするため、申請様式の電子データ化や電子申請の導入を推進します。また、多様な意見や提言が町政に反映されるよう、意見箱に加えて、ホームページや電子メールを通じた広聴活動に努めます。

住民サービスの向上や行政事務の効率化のため、各種システムの計画的な維持・更新を行うとともに、オープンデータ\*化を段階的に進めます。

#### 1-3 町民の行政への参画と協働の推進

地域住民やNPO法人、各種団体との協働を推進し、地域の課題解決や活性化に一体となって取り組みます。また、公共的な活動への参画・協働を推進するために、行政情報の共有化を図ります。

政策形成への住民意見を反映させるため、審議会や委員会への公募委員の任用を推進します。

SNS\* : ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上の交流を通じて社会的なつながりを構築するサービス。

オープンデータ\* : 行政機関等が保有する公共データを、機械判読が可能で二次利用が容易な形式で公開すること。

## 2 事務事業の見直し

これまでも「行財政改革プラン」及び「行政改革大綱」に基づき見直しを実施してきましたが、引き続き厳しい行財政運営が見込まれるため、以下の観点をふまえて事務事業の見直しを図ります。

- ・事業の必要性、費用対効果の検討
- ・効果的、効率的な実施方法の選択
- ・コスト意識の徹底

## 3 町有施設の適正な管理運営

### 3-1 施設の計画的な管理

町有施設についてはその多くで老朽化が進み、増加する維持管理費用や統廃合を含めた今後の在り方等についての検討が必要です。それらの課題に対応するための基本方針として「公共施設等総合管理計画（仮称）」を策定し、施設の長寿命化による管理コストの平準化を図るとともに、有効な利活用を図り、計画的な施設管理を推進します。

### 3-2 保育園のあり方検討

保育園については、働く保護者の子育て支援にとって重要な役割を担っていますが、社会情勢や家族構成の変化、価値観の多様化に伴い、保護者の教育・保育ニーズが十分に満たされているとはいえない状況です。

慢性的な保育士不足と園舎の老朽化の課題に対応するため、今後の出生数を鑑みながら、保育園の運営や、保護者の教育ニーズの受け皿として認定こども園の検討を進め、保護者にとって望ましい保育園の在り方について方向性を示していきます。

### 3-3 民間委託の推進

町有施設について、行政運営の効率化、町民サービスの向上等を図るため、民間活力を積極的に導入し、指定管理者制度も含めた民間委託を推進します。

## 4 定員管理と人事評価

### 4-1 定員管理計画の見直し

職員の派遣先の増加等により、第6次行政改革大綱での目標値に達成することができなかつたため、第7次行政改革大綱では、第6次の目標値に達成できるように進めます。新たな定員管理計画での目標の設定にあたり、急激な人員減を避けるため毎年度1名程度の減員となるようにし、今後5年間で職員数の削減を進めていきます。

役場の組織については、経費の削減はもとより、行政組織の縦割りの弊害を少なくし、課等が横断的に業務を行えるようにと大課制へ移行してきました。今後も、住民ニーズや法整備等により組織を見直すにあたっては、行政サービスの低下や職員の過重労働にならないよう、仕事量に応じた適正な人員配置を図る中で、柔軟な対応をしていきます。また、職員数が減少する中で、一人ひとりの職員が能力を高め、より専門的知識を習得できるように研修に努めます。

- (1) 定員管理計画の策定及び職員数の削減並びに人件費の抑制
- (2) 外部への業務委託を進め、非常勤職員の任用をより活用することで、職員減少に伴う行政サービスの低下を防ぎます。
- (3) 「信頼される職員」の育成に向けて、計画的な研修に努めます。

### 4-2 人事評価制度の導入

職員の能力が最大限発揮できるように、公平性・客観性・透明性の高い人事評価制度を導入します。また、これにあわせ、能力・技術に見合った給与制度の運用を図ります。

## 5 財政健全化の推進

### 5-1 歳入の確保

- (1) 町税収入の確保
  - ① 各税・料の担当係間で情報の共有と連携を図りながら、滞納整理体制の強化に努めます。
  - ② 財産調査により個々の滞納整理方針を定め、方針に沿った滞納処分を行い収納率の向上に努めます。

③ 国民健康保険税については、資格証明書・短期保険証の活用により、納税者との相談の機会を増やし、徴収率の向上を図ります。また、目的税の趣旨周知及び相互扶助意識の高揚を図り徴収率向上に努めます。

(2) 財産収入の確保

- ① 町が所有する土地等について活用方法を検討し、売却や賃貸の促進を図ります。
- ② 更新後の老朽化した公用車や除雪機械等を一般競争入札での競売にかけ、収入確保を図ります。

(3) 使用料・手数料の受益者負担

使用料・手数料については受益者負担の原則に立ち、適正な料金設定や減免制度を設けて収入確保を図ります。

(4) 補助金等の積極的な活用による財源確保

今後、町税及び地方交付税の収入増が見込めず、厳しい財政状況が続くものと予想される中で、国・県の補助金や財団法人の助成金等に関する情報を迅速に入手し、できるだけ有利な補助金の積極的な活用にあつめます。

また、町民をはじめ地域での活動団体へも、補助金等の情報を提供していきます。

(5) 文化施設の充実と収入の確保

黒姫童話館・童話の森ギャラリー、野尻湖ナウマンゾウ博物館、一茶記念館の文化施設3館について、施設の充実とともに、以下の取り組みによる入館者数の増加による収入の確保にあつめます。

施設内でのイベントや企画展・体験学習等の充実。3館の共同による宣伝。関連団体と連携した取組みの実施。売店商品の充実。3館券及び2館券の販売促進等。

(6) その他の収入確保策

- ① ふるさと納税制度に基づく「ふるさと信濃町応援寄附金」を通じて、収入の確保及び町の宣伝にあつめます。
- ② 総合体育館や閉校となった小学校体育館については有効活用をしていますが、使用頻度が少ない施設については活用方法の検討を行います。



## 5-2 歳出の削減

### (1) 総人件費の削減と給与の適正化

- ① 一般職員数（公営企業会計を除く）については、平成 26 年度 119 人を平成 31 年度には 114 人と、5 人減（△4.2%）とするため、今後さらなる組織体制の見直しが必要とされます。
- ② 国の人事院勧告の実施と、県や県内町村と給与水準を比較しながら、町の財政・行政規模に適した水準を目指します。また、各種手当の見直しを継続的に進め、財政状況や県内自治体との動向にもあわせて柔軟な対応をしていきます。

### (2) 事務事業の見直しによる削減（再掲）

これまでも「行財政改革プラン」及び「行政改革大綱」に基づき見直しを実施してきましたが、引き続き厳しい行財政運営が見込まれるため、以下の観点をふまえて事務事業の見直しを図ります。

- ・事業の必要性、費用対効果の検討
- ・効果的、効率的な実施方法の選択
- ・コスト意識の徹底

国保世帯主療養費については、低所得世帯に配慮しつつ、平成 30 年度に予定されている市町村国保の都道府県化に係る運営方針を考慮し、見直しをしていきます。

### (3) 施設の計画的な管理（再掲）

町有施設の維持補修や有効活用、統廃合等の基本的な方向性を定めた「公共施設等総合管理計画（仮称）」を策定し、人口減少時代にあわせて計画的かつ効率的な管理を推進します。

## 6 公営企業の経営改善

### 6-1 水道事業

給水人口・給水量の減少など水道事業を取り巻く環境の変化を受け、事業環境を加味した施策への転換が求められている中、平成 27 年 3 月に策定した「信濃町水道事業ビジョン（信濃町水道事業基本計画）」に基づき、効率的・効果的な水道施設の維持管理・更新や経営基盤の強化に取り組み、持続可能な事業運営を目

指します。

経営基盤のぜい弱な簡易水道事業等については、上水道事業との経営統合を推進し、経営の効率化・健全化を図ります。

## 6-2 病院事業

- (1) 病院施設の改築に向けた検討を進めるとともに、設備投資は今後の動向を測る中で計画的に行います。
- (2) 未だに続く医療従事者不足により病院運営において医師及び看護師の確保が引き続き最優先課題となっています。地方病院では、今後地域における医療提供の役割を決めていくことになり、病院経営を継続しつつ経営の安定化・要求に応えられる体制づくりを目指します。
- (3) 自治体病院として果たす使命を明確にし、医療と保健・福祉(介護)が補完しあう地域包括ケアの体制を構築します。
- (4) 今後の医療提供体制を再検討し、目前に迫る超高齢化社会において住民ニーズに応えられる体制を構築します。
- (5) 初期診療を含め健診事業を推進し、疾病の早期発見・治療につなげます。
- (6) 入院の受け入れによる病床利用率の向上、退院後のケアを含めた病後ケア・慢性期医療に努めます。
- (7) 外注委託の検討や施設管理費、委託料、材料費の圧縮に今後も努め、経費の抑制を図ります。

## 6-3 下水道事業

信濃町長期振興計画後期計画で汚水処理人口普及率を85%(平成25年度末)から平成31年度には90%とする目標と掲げる中、未整備箇所下水道整備について、集合処理整備での設備投資と費用回収の見通しをさらに検討する中で、整備方法の方向性を検討していきます。

下水道未接続者に対しては、接続を促す取組を行い、使用料収入確保に向けた努力を行っていきます。

下水道施設については供用開始後20年を超えるものもあることから機能診断等を行い、機能不全を未然に防ぎ、長期的視点で経費負担が軽減される改修・更新を計画的に実施していくとともに、施設維持管理も業務の包括的民間委託など、経費の縮減と効率的・効果的な体制づくりに向けた取組を行い、下水道事業の安定的経営を目指します。

また経営状況を的確に把握するため地方公営企業法の法適用化に向けた検討も行っています。

## 7 第三セクター等の経営改善

町が出資する第三セクターについて、出資者の責任として、健全な経営を求めています。

また、今後、第三セクターの点検評価委員会を設置し、事業内容の検証と今後のあり方等について検証していきます。

## 8 公共交通の維持・活性化

### 8-1 バス交通の維持

路線バス及びデマンドタクシー「ふれあいコスモス号」については、平成 24 年度に構築した地域公共交通システムにより運行しています。引き続き、町民や交通事業者からなる信濃町地域公共交通協議会において、住民の利便性及び費用対効果を検証しながら、効率的なバスの運行を図ります。

### 8-2 北しなの線の維持・利用促進

平成 27 年 3 月に JR 信越本線から運営を引き継いだ、しなの鉄道北しなの線について、広報や住民と協働したイベントの実施により利用促進を図ります。また、しなの鉄道北しなの線運営協議会等の関係機関とも連携し、地域で一体となって鉄道の維持及び利便性の向上に努めます。

## 9 広域行政の推進

周辺 9 市町村で構成される長野広域連合や、北部衛生施設組合等の一部事務組合、しなの鉄道沿線自治体、「信越 9 市町村広域観光連携会議」など、様々な分野において関係自治体との連携を強化し、広域的な課題の解決に向けた取り組みを推進します。

また、姉妹都市である千葉県流山市や、災害時の協力協定を締結している軽井沢町、山梨県富士吉田市との地域間交流を促進します。

## VI 行政改革の推進のために

### 1 進捗管理と評価・検証

確実に行政改革を推進していくために、PDCAサイクル\*に基づいて、各取組の進捗管理を徹底するとともに、毎年度評価・検証を行い、必要に応じて見直しを図りながら、確実な成果が出るよう行政改革を推進していきます。

なお、この大綱に盛り込んでいないものでも、改革の必要が生じたものについては、今後積極的に対応していきます。

### 2 行政改革の内容の公表

行政の説明責任、透明性・公平性の向上がより一層求められていることから、策定後の行政改革大綱については、町の広報誌やホームページなどを活用し、町民に公表するほか、行政改革の進捗状況についても、必要に応じて町の広報誌やホームページを通じて広く町民に公表し、町民の理解と協力を得ながら行政改革を推進していきます。

PDCA サイクル\*： 計画（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）の略で、継続的な業務改善におけるフィード・バック手法。綿密に計画を立て、そのとおりに（軌道修正しながら）実践し、結果を評価し、改善し、次につなげていく。

## VII 町議会の取り組み

### 議会の改革と活性化による、新たな議会づくりへ

人口減少社会が到来する中で、国をはじめ地域の経済や社会は大きく変容し始めています。合わせて、自治体も今までの「拡大基調」から「縮小の時代」へとその運営シフトの変換を余儀なくされるなどの課題に直面しています。

一方このような中で、地方分権改革の進展に伴い、地方自治体の責任領域や自己決定権が拡大しているなか、地方議会制度においても、議会の権限や自由度の拡大が図られ、議会運営の自主性が発揮できる環境が整いつつあります。

さらには、団体意思を決定し、執行機関を監視する役割を担う議会として、政策立案能力の発揮や多様な住民要求の実現への努力などとも相まって、その役割と責任はこれまで以上に重要となっています。

議会が、住民自治の根幹としての役割を果たすため、地域住民の意見や要求をくみ取り政策化する活動や地域課題の解決に向けた活動を展開することにより、住民に寄り添いともに歩む議会を目指すとともに、住民に信頼される新たな議会づくりのために、全議員による「信濃町議会活性化研究会」を立ち上げ、さらに議会改革とその活性化に向けて取り組みます。

#### ■ 今後の議会改革とその活性化に向けた主な課題等

- 1 議会基本条例制定に向けての調査研究
- 2 反問権の付与・情報公開の充実について
- 3 住民懇談会や議会報告会の開催等について
- 4 子ども、女性議会の開催について
- 5 議員定数、議員報酬の検討について
- 6 議員間の自由討議や勉強会や研修会の充実による政策提案機能の強化について
- 7 今後の議会運営に資するための通年議会制の検証について
- 8 各種基本計画など議会の議決事件の対象拡大について
- 9 議会BCP(災害対応業務継続計画)の策定への取り組みについて

## 【行政改革大綱に基づく年度別実施計画】

第6次行政改革大綱に基づく推進項目のうち、年度別の目標を設定して取り組む業務について、下記のとおり掲げます。

### 1 町民との協働によるまちづくり

1-3 町民の行政への参画と協働の推進 (年度)

取組業務名	所管課	H27	H28	H29	H30	H31
県の支援金等を活用した、住民との協働事業の実施	総務課	継続	継続	継続	継続	継続
審議会・委員会等への公募委員の任用の推進 (審議会等の件数)	総務課	2件	2件	3件	3件	4件

### 2 事務事業の見直し

取組業務名	所管課	H27	H28	H29	H30	H31
信濃町政策評価要綱に基づく評価や事務事業の見直しの実施	総務課	継続	継続	継続	第6次長期振興計画の策定にあわせて実	

### 3 町有施設の適正な管理運営

#### 3-1 施設の計画的な管理

取組業務名	所管課	H27	H28	H29	H30	H31
公共施設等総合管理計画 (仮称)の策定・推進	総務課	策定	策定	実施	継続	継続

### 3-3 民間委託の推進

取組業務名	所管課	H27	H28	H29	H30	H31
ふれあい広場（いこいの家、ウェルネス倶楽部、屋外施設）の施設管理と運營業務の外部委託	教育委員会	継続	継続	継続	継続	継続
古間グラウンド、テニスコート、総合体育館の管理運營業務に指定管理者を導入	教育委員会	検討	検討	実施	継続	継続

## 4 定員管理と人事評価

### 4-2 人事評価制度の導入

取組業務名	所管課	H27	H28	H29	H30	H31
職員人事評価制度の導入	総務課	施行	実施	継続	継続	継続

## 5 財政健全化の推進

### 5-1 歳入の確保

#### (5) 文化施設の充実と収入の確保

取組業務名	所管課	H27	H28	H29	H30	H31
ナウマンゾウ博物館の入館者数増加 (H25 : 33,863 人)	教育委員会	増加	増加	増加	増加	36,000 人
一茶記念館の入館者数増加 (H25 : 23,206 人)	教育委員会	増加	増加	増加	増加	25,000 人
黒姫童話館の入館者数増加 (H25 : 22,056 人)	教育委員会	増加	増加	増加	増加	26,000 人

(6) その他の収入確保策

取組業務名	所管課	H27	H28	H29	H30	H31
ふるさと納税制度に基づく「ふるさと信濃町応援寄附金」のPR	総務課	継続	継続	継続	継続	継続
閉校後の小学校体育館の収入確保に向けた有効活用	教育委員会	継続	継続	継続	継続	継続

5-2 歳出の削減

(1) 総人件費の削減と給与の適正化

取組業務名	所管課	H27	H28	H29	H30	H31
一般職員数（公営企業会計除く）の削減 26年度 119 人を 31年度 114 人に	総務課	1 人削減	1 人削減	1 人削減	1 人削減	1 人削減

6 公営企業の経営改善

6-1 水道事業

取組業務名	所管課	H27	H28	H29	H30	H31
上水道事業と簡易水道事業等の経営統合	建設水道課	策定 (調査)	推進	実施	継続	継続

6-2 病院事業

取組業務名	所管課	H27	H28	H29	H30	H31
医療収益確保のため、医師・看護師の必要数の安定確保	信越病院	継続	継続	継続	継続	継続



